（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の二　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二―第三十七条の七の二）」を「第二節の三　標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の八―第三十七条の十五）
第二節の四　標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の十六―第三十七条の二十）
第二節の四の二　垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十の二―第三十七条の二十の六）
第二節の四の三　音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十の七―第三十七条の二十の十）
第二節の五　一・七GHzを超え二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七条の二十六の二）
第二節の六　削除」を「第二節の三　削除」に、「第二節の四の三」を「第二節の四の二」に、「第二節の五　一・七GHzを超え二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七条の二十六の二）」を「第二節の四　一・七GHzを超え二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七条の二十六の二）」に、「第二節の六　削除」を「第二節の五　削除」に改める。

第十四条第一項の表二の項中「（A二E電波を使用するものを除く。）」及び「（二の二の項に掲げるものを除く。）」を削り、「、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局」を「又は超短波多重放送を行う地上基幹放送局（短波放送を行うものにあつてはA二E電波を使用するもの、テレビジョン放送を行うものにあつては二の二の項に掲げるものを除く。）」に改め、同表第二の二の項中「のうちデジタル放送」を「もの」に改め、同条第二項中「又はテレビジョン多重放送」を削る。

第四章第二節の三から第二節の六までを次のように改める。

第二節の三から第二節の六まで　削除

第三十七条の八から第三十七条の二十七の六まで　削除

第四章第二節の八の節名中「のうちデジタル放送」を削る。

第三十七条の二十七の九及び第三十七条の二十七の十一中「のうちデジタル放送」を削る。

第三十七条の二十七の十七を次のように改める。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十七　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信空中線は、その発射する電波の偏波が右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）となるものでなければならない。

別表第一号の表五の項中

「3　地上基幹放送局	(1)　テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局（注21）	500Hz	を「3　地上
	(2)　その他の地上基幹放送局	20」	

を「10　地上基幹放送局（注21、49）　(1)　テレビジョン放送を行う地上基幹放送局　1Hz　(2)　その他の地上基幹放送局　20」に改め、同表十の項中

「10　地上基幹放送局（注21、49）　(1)　テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のうちデジタル放送局		1Hz	を「10　地上基幹放送局（注21、49）　(1)　テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のうちデジタル放送局
		500Hz」	

に改め、同表注21中「(6)及び(7)」を「(5)及び(6)」に改め、「適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470MHzから770MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が0.1W以下の送信設備については、別に指定する」を「適合するものとする」に改め、同注(2)及び(3)中「のうちデジタル放送」を削り、同注(4)を削り、同注(5)中「(7)」を「(6)」に改め、同(5)を同注(4)に、同注(6)を同注(5)に、同注(7)を同注(6)に、同表注49中「のうちデジタル放送」を削る。

別表第一号第一の表中

「C3F F3E	6MHz	標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備	
D8E	15kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備	

を「D8E　15kHz　地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備」に、「F9W　200kHz　地上基幹放送局の無線設備　27MHz　11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局の無線設備」を「F9W　200kHz　地上基幹放送局の無線設備」に改める。

別表第一号の五の五の項中「標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送」及び「(11.7GHzから12.2GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)」を削り、同(5)の表を次のように改める。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
205MHzを超え222MHz以下	42Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値。	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値。
	1.68Wを超え42W以下		
	1.68W以下	100μW以下	25μW以下